

事 務 連 絡
平成 18 年 6 月 13 日

各都道府県障害程度区分認定担当者 様

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課障害程度区分係

障害程度区分関係資料等の訂正について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素よりご協力いただきありがとうございます。

さて、標記について、先日発出した下記資料の正誤表を作成しましたので、ご承知願います。また、併せて管内市町村等へ周知願います。

なお、修正後の電子媒体は厚生労働省ホームページに近々掲載する予定です。

※ 厚生労働省ホームページ（障害者福祉のページ）
<<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/index.html>>

記

- ・「医師意見書」
（平成18年3月17日付け障発第0317005号
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別添2）
（平成18年3月17日付け障発第0317001号 厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長通知の別添1の別紙1及び2）
- ・「認定調査票記入の手引き」
（平成18年3月17日付け障発第0317001号
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知の別添2）
- ・「認定調査員マニュアル」（平成18年3月17日付け事務連絡）
- ・「市町村審査会委員マニュアル」（平成18年3月17日付け事務連絡）

【連絡先】

厚生労働省障害保健福祉部
精神・障害保健課 障害程度区分係
佐藤、武田
TEL 03-5253-1111（内線 3026）
FAX 03-3593-2008

「医師意見書」正誤表

(平成 18 年 3 月 17 日付け障発第 0317005 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

(下線を付した部分は訂正箇所)

正	誤
<p>医師意見書（別添 2）</p> <p>（略）</p> <p>3. 心身の状態に関する意見</p> <p>（略）</p> <p>(2) 精神・神経症状の有無</p> <p><input type="checkbox"/>有（症状名）<input type="checkbox"/>無</p> <p>（有の場合） → <input type="checkbox"/>せん妄 <input type="checkbox"/>傾眠傾向 <input type="checkbox"/>幻視・<u>幻聴</u> <input type="checkbox"/>妄想</p> <p><input type="checkbox"/>失見当識 <input type="checkbox"/>失認 <input type="checkbox"/>失行 <input type="checkbox"/>認知障害</p> <p><input type="checkbox"/>記憶障害（短期、長期） <input type="checkbox"/>注意障害</p> <p><input type="checkbox"/>遂行機能障害 <input type="checkbox"/>社会的行動障害</p> <p><input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p>（以下、略）</p>	<p>医師意見書（別添 2）</p> <p>（略）</p> <p>3. 心身の状態に関する意見</p> <p>（略）</p> <p>(2) 精神・神経症状の有無</p> <p><input type="checkbox"/>有（症状名）<input type="checkbox"/>無</p> <p>（有の場合） → <input type="checkbox"/>せん妄 <input type="checkbox"/>傾眠傾向 <input type="checkbox"/>幻視・<u>幻覚</u> <input type="checkbox"/>妄想</p> <p><input type="checkbox"/>失見当識 <input type="checkbox"/>失認 <input type="checkbox"/>失行 <input type="checkbox"/>認知障害</p> <p><input type="checkbox"/>記憶障害（短期、長期） <input type="checkbox"/>注意障害</p> <p><input type="checkbox"/>遂行機能障害 <input type="checkbox"/>社会的行動障害</p> <p><input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p>（以下、略）</p>

「医師意見書」正誤表

(平成 18 年 3 月 17 日付け障企発第 0317001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)

(下線を付した部分は訂正箇所)

正	誤																																																								
<p>医師意見書（別紙 1） (略)</p> <p>3. 心身の状態に関する意見 (略)</p> <p>(2) 精神・神経症状の有無 <input type="checkbox"/>有 (症状名) <input type="checkbox"/>無 (有の場合) → <input type="checkbox"/>せん妄 <input type="checkbox"/>傾眠傾向 <input type="checkbox"/>幻視・<u>幻聴</u> <input type="checkbox"/>妄想 <input type="checkbox"/>失見当識 <input type="checkbox"/>失認 <input type="checkbox"/>失行 <input type="checkbox"/>認知障害 <input type="checkbox"/>記憶障害 (短期、長期) <input type="checkbox"/>注意障害 <input type="checkbox"/>遂行機能障害 <input type="checkbox"/>社会的行動障害 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>別紙 2 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>項目</th> <th>回答欄</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">3</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">保清</td> <td></td> <td>1) 洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等を自主的に問題なく行っている。必要に応じて (週に 1 回くらいは)、自主的に掃除やかたづけができる。TPO に合った服装ができる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2) 洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等がある程度自主的に行っている。回数は少ないが、自室の清掃やかたづけをだいたい自主的にこなえる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 個人衛生を保つためには、週 1 回程度の助言や援助が必要である。自室の清掃やかたづけについて、週 1 回程度助言がなければ、ごみがたまり、部屋が乱雑になる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4) 個人衛生を保つために、強い援助や助言を必要とする。自室の清掃やかたづけを自主的にはせず、いつもごみがたまり、部屋が乱雑になり、強い助言や援助を必要とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 助言や援助をしても、個人衛生を保つことができず、自室の清掃やかたづけを、助言や援助をしてもしないか、できない。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">7</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">社会的適応を妨げる行動</td> <td></td> <td>1) 周囲に恐怖や強い不安を与えたり、小さくても犯罪行為を行ったり、どこへ行くかわからないなどの行動が見られない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2) この 1 か月に、1) のような行動は見られなかったが、それ以前にはあった。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) この 1 か月に、そのような行動が何回かあった。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4) この 1 週間に、そのような行動が数回あった。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) そのような行動が毎日のように頻回にある。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、略)</p>	No	項目	回答欄	内容	3	保清		1) 洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等を自主的に問題なく行っている。必要に応じて (週に 1 回くらいは)、自主的に掃除やかたづけができる。TPO に合った服装ができる。		2) 洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等がある程度自主的に行っている。回数は少ないが、自室の清掃やかたづけをだいたい自主的にこなえる。		3) 個人衛生を保つためには、週 1 回程度の助言や援助が必要である。自室の清掃やかたづけについて、週 1 回程度助言がなければ、ごみがたまり、部屋が乱雑になる。		4) 個人衛生を保つために、強い援助や助言を必要とする。自室の清掃やかたづけを自主的にはせず、いつもごみがたまり、部屋が乱雑になり、強い助言や援助を必要とする。		5) 助言や援助をしても、個人衛生を保つことができず、自室の清掃やかたづけを、助言や援助をしてもしないか、できない。	7	社会的適応を妨げる行動		1) 周囲に恐怖や強い不安を与えたり、小さくても犯罪行為を行ったり、どこへ行くかわからないなどの行動が見られない。		2) この 1 か月に、1) のような行動は見られなかったが、それ以前にはあった。		3) この 1 か月に、そのような行動が何回かあった。		4) この 1 週間に、そのような行動が数回あった。		5) そのような行動が毎日のように頻回にある。	<p>医師意見書（別紙 1） (略)</p> <p>3. 心身の状態に関する意見 (略)</p> <p>(2) 精神・神経症状の有無 <input type="checkbox"/>有 (症状名) <input type="checkbox"/>無 (有の場合) → <input type="checkbox"/>せん妄 <input type="checkbox"/>傾眠傾向 <input type="checkbox"/>幻視・<u>幻覚</u> <input type="checkbox"/>妄想 <input type="checkbox"/>失見当識 <input type="checkbox"/>失認 <input type="checkbox"/>失行 <input type="checkbox"/>認知障害 <input type="checkbox"/>記憶障害 (短期、長期) <input type="checkbox"/>注意障害 <input type="checkbox"/>遂行機能障害 <input type="checkbox"/>社会的行動障害 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>別紙 2 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>項目</th> <th>回答欄</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">3</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">保清</td> <td></td> <td>1) 洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等を自主的に問題なく行っている。必要に応じて (週に 1 回くらいは)、自主的に掃除やかたづけができる。TPO に合った服装ができる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2) 洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等がある程度自主的に行っている。回数は少ないが、自室の清掃やかたづけをだいたい自主的にこなえる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 個人衛生を保つためには、週 1 回程度の助言や援助が必要である。自室の清掃やかたづけについて、週 1 回程度助言がなければ、ごみがたまり、部屋が乱雑になる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4) 個人衛生を保つために、強い援助や助言を必要とする。自室の清掃やかたづけを自主的にはせず、いつもごみがたまり、部屋が乱雑になり、強い助言や援助を必要とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 助言や援助をしても、個人衛生を保つことができず、自室の清掃やかたづけを、助言や援助をしてもしないか、できない。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">7</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">社会的適応を妨げる行動</td> <td></td> <td>1) 周囲に恐怖や強い不安を与えたり、小さくても犯罪行為を行ったり、どこへ行くかわからないなどの行動が見られない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2) この 1 か月に、1) のような行動は見られなかったが、それ以前にはあった。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) この 1 か月に、そのような行動が何回かあった。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4) この 1 週間に、そのような行動が数回あった。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) そのような行動が毎日のように頻回にある。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、略)</p>	No	項目	回答欄	内容	3	保清		1) 洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等を自主的に問題なく行っている。必要に応じて (週に 1 回くらいは)、自主的に掃除やかたづけができる。TPO に合った服装ができる。		2) 洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等がある程度自主的に行っている。回数は少ないが、自室の清掃やかたづけをだいたい自主的にこなえる。		3) 個人衛生を保つためには、週 1 回程度の助言や援助が必要である。自室の清掃やかたづけについて、週 1 回程度助言がなければ、ごみがたまり、部屋が乱雑になる。		4) 個人衛生を保つために、強い援助や助言を必要とする。自室の清掃やかたづけを自主的にはせず、いつもごみがたまり、部屋が乱雑になり、強い助言や援助を必要とする。		5) 助言や援助をしても、個人衛生を保つことができず、自室の清掃やかたづけを、助言や援助をしてもしないか、できない。	7	社会的適応を妨げる行動		1) 周囲に恐怖や強い不安を与えたり、小さくても犯罪行為を行ったり、どこへ行くかわからないなどの行動が見られない。		2) この 1 か月に、1) のような行動は見られなかったが、それ以前にはあった。		3) この 1 か月に、そのような行動が何回かあった。		4) この 1 週間に、そのような行動が数回あった。		5) そのような行動が毎日のように頻回にある。
No	項目	回答欄	内容																																																						
3	保清		1) 洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等を自主的に問題なく行っている。必要に応じて (週に 1 回くらいは)、自主的に掃除やかたづけができる。TPO に合った服装ができる。																																																						
			2) 洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等がある程度自主的に行っている。回数は少ないが、自室の清掃やかたづけをだいたい自主的にこなえる。																																																						
			3) 個人衛生を保つためには、週 1 回程度の助言や援助が必要である。自室の清掃やかたづけについて、週 1 回程度助言がなければ、ごみがたまり、部屋が乱雑になる。																																																						
			4) 個人衛生を保つために、強い援助や助言を必要とする。自室の清掃やかたづけを自主的にはせず、いつもごみがたまり、部屋が乱雑になり、強い助言や援助を必要とする。																																																						
			5) 助言や援助をしても、個人衛生を保つことができず、自室の清掃やかたづけを、助言や援助をしてもしないか、できない。																																																						
7	社会的適応を妨げる行動		1) 周囲に恐怖や強い不安を与えたり、小さくても犯罪行為を行ったり、どこへ行くかわからないなどの行動が見られない。																																																						
			2) この 1 か月に、1) のような行動は見られなかったが、それ以前にはあった。																																																						
			3) この 1 か月に、そのような行動が何回かあった。																																																						
			4) この 1 週間に、そのような行動が数回あった。																																																						
			5) そのような行動が毎日のように頻回にある。																																																						
No	項目	回答欄	内容																																																						
3	保清		1) 洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等を自主的に問題なく行っている。必要に応じて (週に 1 回くらいは)、自主的に掃除やかたづけができる。TPO に合った服装ができる。																																																						
			2) 洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等がある程度自主的に行っている。回数は少ないが、自室の清掃やかたづけをだいたい自主的にこなえる。																																																						
			3) 個人衛生を保つためには、週 1 回程度の助言や援助が必要である。自室の清掃やかたづけについて、週 1 回程度助言がなければ、ごみがたまり、部屋が乱雑になる。																																																						
			4) 個人衛生を保つために、強い援助や助言を必要とする。自室の清掃やかたづけを自主的にはせず、いつもごみがたまり、部屋が乱雑になり、強い助言や援助を必要とする。																																																						
			5) 助言や援助をしても、個人衛生を保つことができず、自室の清掃やかたづけを、助言や援助をしてもしないか、できない。																																																						
7	社会的適応を妨げる行動		1) 周囲に恐怖や強い不安を与えたり、小さくても犯罪行為を行ったり、どこへ行くかわからないなどの行動が見られない。																																																						
			2) この 1 か月に、1) のような行動は見られなかったが、それ以前にはあった。																																																						
			3) この 1 か月に、そのような行動が何回かあった。																																																						
			4) この 1 週間に、そのような行動が数回あった。																																																						
			5) そのような行動が毎日のように頻回にある。																																																						

「認定調査票記入の手引き」正誤表

(平成 18 年 3 月 17 日付け障企発第 317001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)

(下線を付した部分は訂正箇所)

項目	正	誤
1-1	<p>★「留意点」 (略)</p> <p>④ 「麻痺等」には、筋力の低下、その他様々な原因による筋肉の随意的な運動機能の低下が含まれる。 例：(筋力の低下による立ち上がりの不安定、歩行のふらつき、伝い歩き、杖歩行等及び、寝たきり・脳性麻痺等の筋緊張、筋強剛、<u>不随意運動</u>や意識障害で自分の意思で四肢等を十分に動かせない等が含まれる。)</p>	<p>★「留意点」 (略)</p> <p>④ 「麻痺等」には、筋力の低下、その他様々な原因による筋肉の随意的な運動機能の低下が含まれる。 例：(筋力の低下による立ち上がりの不安定、歩行のふらつき、伝い歩き、杖歩行等及び、寝たきり・脳性麻痺等の筋緊張、筋強剛、<u>不随運動</u>や意識障害で自分の意思で四肢等を十分に動かせない等が含まれる。)</p>
8	<p>※着眼点 (略)</p> <p>7. 気管切開の処置 ・気管切開が行われている者に対して、カニューレの交換、開口部の消毒、ガーゼ交換、開口部からの喀痰吸引などの処置が行われているかどうかを評価する。</p> <p>8. 疼痛の看護 ・疼痛の看護が行われているかどうかを評価する。湿布(温・冷を問わない)、外用薬の<u>塗布</u>、鎮痛薬の点滴、硬膜外持続注入、注射が行われている場合を含む。さする、マッサージする、声かけを行う等の行為は含まれない。</p>	<p>※着眼点 (略)</p> <p>7. 気管切開 ・気管切開が行われている者に対して、カニューレの交換、開口部の消毒、ガーゼ交換、開口部からの喀痰吸引などの処置が行われているかどうかを評価する。</p> <p>8. 疼痛の看護 ・疼痛の看護が行われているかどうかを評価する。湿布(温・冷を問わない)、外用薬の<u>湿布</u>、鎮痛薬の点滴、硬膜外持続注入、注射が行われている場合を含む。さする、マッサージする、声かけを行う等の行為は含まれない。</p>
8	<p>☆選択肢の判断基準 (略)</p> <p>「8. 疼痛の看護」 ・疼痛の看護において想定される疼痛の範囲は、がん末期のペインコントロールに相当する程度であり、これらの病態に対し湿布(温・冷を問わない)、外用薬の<u>塗布</u>、鎮痛薬の点滴、硬膜外持続注入、座薬、貼付方経皮吸収剤、注射が行われている場合を含む。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>☆選択肢の判断基準 (略)</p> <p>「8. 疼痛の看護」 ・疼痛の看護において想定される疼痛の範囲は、がん末期のペインコントロールに相当する程度であり、これらの病態に対し湿布(温・冷を問わない)、外用薬の<u>湿布</u>、鎮痛薬の点滴、硬膜外持続注入、座薬、貼付方経皮吸収剤、注射が行われている場合を含む。</p> <p>(以下、略)</p>

「認定調査員マニュアル」正誤表

(平成18年3月17日付け事務連絡)

(下線を付した部分は訂正箇所)

頁	項目	正	誤
16	1-1	<p>★「留意点」 (略)</p> <p>④ 「麻痺等」には、筋力の低下、その他様々な原因による筋肉の随意的な運動機能の低下が含まれる。 例：(筋力の低下による立ち上がりの不安定、歩行のふらつき、伝い歩き、杖歩行等及び、寝たきり・脳性麻痺等の筋緊張、筋強剛、<u>不随意運動</u>や意識障害で自分の意思で四肢等を十分に動かせない等が含まれる。)</p>	<p>★「留意点」 (略)</p> <p>④ 「麻痺等」には、筋力の低下、その他様々な原因による筋肉の随意的な運動機能の低下が含まれる。 例：(筋力の低下による立ち上がりの不安定、歩行のふらつき、伝い歩き、杖歩行等及び、寝たきり・脳性麻痺等の筋緊張、筋強剛、<u>不随意運動</u>や意識障害で自分の意思で四肢等を十分に動かせない等が含まれる。)</p>
54	8	<p>※着眼点 (略)</p> <p>7. 気管切開の処置 ・気管切開が行われている者に対して、カニューレの交換、開口部の消毒、ガーゼ交換、開口部からの喀痰吸引などの処置が行われているかどうかを評価する。</p> <p>8. 疼痛の看護 ・疼痛の看護が行われているかどうかを評価する。湿布(温・冷を問わない)、外用薬の<u>塗布</u>、鎮痛薬の点滴、硬膜外持続注入、注射が行われている場合を含む。さする、マッサージする、声かけを行う等の行為は含まれない。</p>	<p>※着眼点 (略)</p> <p>7. 気管切開 ・気管切開が行われている者に対して、カニューレの交換、開口部の消毒、ガーゼ交換、開口部からの喀痰吸引などの処置が行われているかどうかを評価する。</p> <p>8. 疼痛の看護 ・疼痛の看護が行われているかどうかを評価する。湿布(温・冷を問わない)、外用薬の<u>湿布</u>、鎮痛薬の点滴、硬膜外持続注入、注射が行われている場合を含む。さする、マッサージする、声かけを行う等の行為は含まれない。</p>
55	8	<p>☆選択肢の判断基準 (略)</p> <p>「8. 疼痛の看護」 ・疼痛の看護において想定される疼痛の範囲は、がん末期のペインコントロールに相当する程度であり、これらの病態に対し湿布(温・冷を問わない)、外用薬の<u>塗布</u>、鎮痛薬の点滴、硬膜外持続注入、座薬、貼付方経皮吸収剤、注射が行われている場合を含む。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>☆選択肢の判断基準 (略)</p> <p>「8. 疼痛の看護」 ・疼痛の看護において想定される疼痛の範囲は、がん末期のペインコントロールに相当する程度であり、これらの病態に対し湿布(温・冷を問わない)、外用薬の<u>湿布</u>、鎮痛薬の点滴、硬膜外持続注入、座薬、貼付方経皮吸収剤、注射が行われている場合を含む。</p> <p>(以下、略)</p>

「市町村審査会委員マニュアル」正誤表

(平成18年3月17日付け事務連絡)

(下線を付した部分は訂正箇所)

頁	正	誤
18	<p>Ⅲ 障害程度区分の内容 (略)</p> <p>「認定調査項目と項目群」(表) ⇒ 別添2 (略)</p> <p>V 市町村審査会における検討の進め方 (略)</p> <p>※「矛盾あり」の場合</p> <p>○ 認定調査項目と医師意見書の記載事項に明らかな相違が生じている場合。 (略)</p> <p>3. 障害程度区分の判定(二次判定) (略)</p> <p>(2) 検討の流れ (略)</p> <p>○ 特記事項、医師意見書、項目群の内容から、通常の例に比べてより長い(短い)時間の介護を要するかどうか判断し、一次判定の結果を変更して、二次判定結果とします。 ただし、A項目群及び次の①～②については、既に一次判定で評価されていますので、二次判定において、<u>この項目のみで区分変更はできません。これらの項目については、他の事項(①に係るB2項目群、C項目群、特記事項、医師意見書)の内容との関連を総合的に勘案することとなる。</u></p> <p>(以下、略)</p>	<p>Ⅲ 障害程度区分の内容 (略)</p> <p>「認定調査項目と項目群」(表) ⇒ 別添1 (略)</p> <p>V 市町村審査会における検討の進め方 (略)</p> <p>※「矛盾あり」の場合</p> <p>○ <u>市町村審査会事務局は、</u>認定調査項目と医師意見書の記載事項に明らかな相違が生じている場合。 (略)</p> <p>3. 障害程度区分の判定(二次判定) (略)</p> <p>(2) 検討の流れ (略)</p> <p>○ 特記事項、医師意見書、<u>B項目群、C項目群</u>の内容から、通常の例に比べてより長い(短い)時間の介護を要するかどうか判断し、一次判定の結果を変更して、二次判定結果とします。 ただし、A項目群及び次の①～②については、既に一次判定で評価されていますので、二次判定において、<u>区分変更はできませんので留意してください。</u></p> <p>(以下、略)</p>

認定調査項目と項目群

	項目	項目群
1	1-1 左上肢麻痺等	A
2	1-1 右上肢麻痺等	A
3	1-1 左下肢麻痺等	A
4	1-1 右下肢麻痺等	A
5	1-1 その他麻痺等	A
6	1-2 肩関節の動く範囲の制限	A
7	1-2 ひじ関節の動く範囲の制限	A
8	1-2 股関節の動く範囲の制限	A
9	1-2 ひざ関節の動く範囲の制限	A
10	1-2 足関節の動く範囲の制限	A
11	1-2 その他の関節の動く範囲の制限	A
12	2-1 寝返り(体位交換)	A
13	2-2 起き上がり	A
14	2-3 座位保持	A
15	2-4 両足での立位保持	A
16	2-5 歩行	A
17	2-6 移乗(車いすとベッド間)	A
18	2-7 移動	A
19	3-1 立ち上がり	A
20	3-2 片足での立位保持	A
21	3-3 洗身(入浴行為以外)	A
22	4-17 じょうそう(床ずれ)等	A
23	4-14 じょうそう以外で処置や手入れが必要な皮膚疾患等	A
24	4-2 えん下	A
25	4-3 食事摂取	A
26	4-4 飲水	A
27	4-5 排尿	A
28	4-6 排便	A
29	5-17 口腔清潔	A
30	5-14 洗顔	A
31	5-15 整髪	A
32	5-16 つめ切り	A
33	5-27 上衣の着脱	A
34	5-24 ズボン、パンツの着脱	A
35	5-3 薬の内服	A
36	5-4 金銭の管理	A
37	5-5 電話の利用	A
38	5-6 日常の意思決定(日常生活における不安、悩み等に関する相談)	A
39	6-1 視力	A
40	6-2 聴力	A
41	6-37 意思の伝達	A
42	6-34 本人の独自の表現方法を用いた意思表示	C
43	6-47 介護者の指示への反応	A
44	6-44 言葉以外の手段を用いた説明理解	C
45	6-57 毎日の日課を理解することが	A
46	6-54 生年月日や年齢を答えることが	A
47	6-55 面接調査の直前に何してたか思い出すが	A
48	6-56 自分の名前を答えることが	A
49	6-58 今の季節を理解することが	A
50	6-59 自分いる場所を答えることが	A

	項目	項目群
51	77 物を盗られたなどと被害的になることが	A
52	74 作話をし周囲に言いふらすことが	A
53	75 実際にはないものが見えたり、聞えることが	A
54	76 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることが	A
55	78 夜間不眠あるいは昼夜の逆転が	A
56	79 暴言や暴行が	A
57	71 しつこく同じ話をしたり、不快な音を立てることが	A
58	72 大声をだすことが	A
59	73 助言や介護に抵抗することが	A
60	74 目的もなく動き回ることが	A
61	75 「家に帰る」等と言い落ち着きがないことが	A
62	76 外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなるが	A
63	77 1人で外に出たがり目が離せないことが	A
64	78 いろいろなものを集めたり、無断でもって来ることが	A
65	79 火の始末や火元の管理ができないことが	A
66	71 物や衣類を壊したり、破いたりすることが	A
67	72 不潔な行為を行う(排泄物を弄ぶ)ことが	A
68	73 食べられないものを口に入れることが	A
69	74 ひどい物忘れが	A
70	70 特定の物や人に対する強いこだわりが	B2
71	71 多動または行動の停止が	B2
72	72 パニックや不安定な行動が	B2
73	73 自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為が	B2
74	74 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為が	B2
75	75 他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持って来ることが	B2
76	76 環境の変化により、突発的に通常と違う声を出すことが	B2
77	77 突然走っていきなくなるような突発的行動が	B2
78	77 過食、反すう等の食事に関する行動が	C
79	78 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力も低下することが	C
80	79 再三の手洗いや、繰り返し確認のため、日常動作に時間がかかること	B2
81	79 他者と交流することの不安や緊張のために外出できないことが	C
82	79 一日中横になっていたり、自室に閉じこもって何もしないでいることが	C
83	79 話がまとまらず、会話にならないことが	C
84	79 集中が続かず、いわれたことをやりとおせないことが	C
85	79 現実には合わず高く自己を評価することが	C
86	79 他者に対して疑い深く拒否的であることが	C
87	8-1 点滴の管理	A
88	8-2 中心静脈栄養	A
89	8-3 透析	A
90	8-4 ストマ(人工肛門)の処置	A
91	8-5 酸素療法	A
92	8-6 レスピレーター(人工呼吸)	A
93	8-7 気管切開の処置	A
94	8-8 疼痛の看護	A
95	8-9 経管栄養	A
96	8-10 モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)	A
97	8-11 じょうそうの処置	A
98	8-12 カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等)	A
99	9-1 調理(献立を含む)	B1
100	9-2 食事の配膳・下膳(運ぶこと)	B1
101	9-3 掃除(整理整頓)	B1
102	9-4 洗濯	B1
103	9-5 入浴の準備と後片付け	B1
104	9-6 買い物	B1
105	9-7 交通手段の利用	B1
106	9-8 文字の視覚的認識使用	C

認定調査項目と項目群

	項目	項目群
1	1-1 左上肢麻痺等	A
2	1-1 右上肢麻痺等	A
3	1-1 左下肢麻痺等	A
4	1-1 右下肢麻痺等	A
5	1-1 その他麻痺等	A
6	1-2 肩関節の動く範囲の制限	A
7	1-2 ひじ関節の動く範囲の制限	A
8	1-2 股関節の動く範囲の制限	A
9	1-2 ひざ関節の動く範囲の制限	A
10	1-2 足関節の動く範囲の制限	A
11	1-2 その他の関節の動く範囲の制限	A
12	2-1 寝返り(体位交換)	A
13	2-2 起き上がり	A
14	2-3 座位保持	A
15	2-4 両足での立位保持	A
16	2-5 歩行	A
17	2-6 移乗(車いすとベッド間)	A
18	2-7 移動	A
19	2-1 立ち上がり	A
20	3-2 片足での立位保持	A
21	3-3 洗身(入浴行為以外)	A
22	4-17 じょうそう(床ずれ)等	A
23	4-14 じょうそう以外で処置や手入れが必要な皮膚疾患等	A
24	4-2 えん下	A
25	4-3 食事摂取	A
26	4-4 飲水	A
27	4-5 排尿	A
28	4-6 排便	A
29	5-17 口腔清潔	A
30	5-14 洗顔	A
31	5-15 整髪	A
32	5-16 つめ切り	A
33	5-27 上衣の着脱	A
34	5-24 ズボン、パンツの着脱	A
35	5-3 薬の内服	A
36	5-4 金銭の管理	A
37	5-5 電話の利用	A
38	5-6 日常の意思決定(日常生活における不安、悩み等に関する相談)	A
39	6-1 視力	A
40	6-2 聴力	A
41	6-37 意思の伝達	A
42	6-34 本人の独自の表現方法を用いた意思表示	C
43	6-47 介護者の指示への反応	A
44	6-44 言葉以外の手段を用いた説明理解	C
45	6-57 毎日の日課を理解することが	A
46	6-54 生年月日や年齢を答えることが	A
47	6-55 面接調査の直前に何してたか思い出すが	A
48	6-56 自分の名前を答えることが	A
49	6-58 今の季節を理解することが	A
50	6-59 自分いる場所を答えることが	A

訂正:
2-1→3-1

訂正:
「食べられないもの」
↓
「食べられないものを」

	項目	項目群
51	77 物を盗られたなどと被害的になることが	A
52	74 作話をし周囲に言いふらすことが	A
53	75 実際にはないものが見えたり、聞えることが	A
54	76 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることが	A
55	78 夜間不眠あるいは昼夜の逆転が	A
56	79 暴言や暴行が	A
57	71 しつこく同じ話をしたり、不快な音を立てることが	A
58	72 大声をだすことが	A
59	73 助言や介護に抵抗することが	A
60	74 目的もなく動き回ることが	A
61	75 「家に帰る」等と言い落ち着きがないことが	A
62	76 外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなるが	A
63	77 1人で外に出たがり目が離せないことが	A
64	78 いろいろなものを集めたり、無断でもってこることが	A
65	79 火の始末や火元の管理ができないことが	A
66	7a 物や衣類を壊したり、破いたりすることが	A
67	7b 不潔な行為を行う(排泄物を弄ぶ)ことが	A
68	7c 食べられないものの口に入れることが	A
69	7d ひどい物忘れが	A
70	7t 特定の物や人に対する強いこだわりが	B2
71	7n 多動または行動の停止が	B2
72	7e パニックや不安定な行動が	B2
73	7s 自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為が	B2
74	7ne 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為が	B2
75	7o 他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってこることが	B2
76	7h 環境の変化により、突発的に通常と違う声を出すことが	B2
77	7e 突然走っていきなくなるような突発的行動が	B2
78	7f 過食、反すう等の食事に関する行動が	C
79	7h 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力も低下することが	C
80	7k 再三の手洗いや、繰り返しの確認のため、日常動作に時間がかかること	B2
81	7a 他者と交流することの不安や緊張のために外出できないことが	C
82	7s 一日中横になっていたり、自室に閉じこもって何もしないでいることが	C
83	7m 話がまとまらず、会話にならないことが	C
84	7a 集中が続かず、いわれたことをやりとおせないことが	C
85	7e 現実には合わず高く自己を評価することが	C
86	7a 他者に対して疑い深く拒否的であることが	C
87	8-1 点滴の管理	A
88	8-2 中心静脈栄養	A
89	8-3 透析	A
90	8-4 ストマ(人工肛門)の処置	A
91	8-5 酸素療法	A
92	8-6 レスビレーター(人工呼吸)	A
93	8-7 気管切開の処置	A
94	8-8 疼痛の看護	A
95	8-9 経管栄養	A
96	8-10 モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)	A
97	8-11 じょうそうの処置	A
98	8-12 カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等)	A
99	9-1 調理(献立を含む)	B1
100	9-2 食事の配膳・下膳(運ぶこと)	B1
101	9-3 掃除(整理整頓)	B1
102	9-4 洗濯	B1
103	9-5 入浴の準備と後片付け	B1
104	9-6 買い物	B1
105	9-7 交通手段の利用	B1
106	9-8 文字の視覚的認識使用	C